

食品安全関係府省食中毒緊急時対応マニュアル（案）

本マニュアルは、「食品安全基本法第 21 条第 1 項に規定する基本的事項」（平成 16 年 1 月 16 日閣議決定）第 4 の 4 の規定に基づく危害要因別の緊急時対応マニュアルとして、「食品安全関係府省緊急時対応基本要綱」（平成 16 年 4 月 15 日関係府省申合せ。以下「基本要綱」という。）に即し、食中毒（食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 58 条第 1 項の規定による届出の対象とされる食品、添加物、器具又は容器包装に起因する中毒をいう。以下同じ。）による緊急事態等（基本要綱に規定する緊急事態等をいう。以下同じ。）が発生した場合における国の対処の在り方等について定めるものである。

1 食中毒が発生した場合における緊急時対応の基本方針

食中毒が発生した場合における緊急時対応に当たっては、被害の拡大を防止するため、当該食中毒の発生を早期に探知し又は発見し、その原因を究明するとともに、その原因となった食品の排除等を迅速かつ適切に行うことが必要である。

このため、食品安全委員会（以下「委員会」という。）及びリスク管理機関（厚生労働省、農林水産省、環境省その他の食品の安全性の確保に関するリスク管理を行う行政機関をいう。以下同じ。）は、国民の健康の保護が最も重要であるという認識の下に、次に掲げる役割分担を踏まえて、迅速かつ適切な対応を行うとともに、相互に十分な連絡及び連携を図りつつ、本マニュアルに基づき、政府一体となった対応を行うことにより、食中毒の拡大及び再発の防止に努めることとする。

（１）委員会

食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアルに基づく食中毒に関する情報及び科学的知見の収集、国民への科学的知見の提供、委員会及びリスク管理機関の連携の促進、必要に応じ、食中毒に関する食品健康影響評価、リスク管理機関に対する勧告及び意見具申等の実施

（２）厚生労働省

厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領及び食中毒処理要領に基づく情報収集並びに関係都道府県等に対する技術的助言、国民への食品衛生に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、食品衛生法第 60 条の規定に基づく厚生労働大臣から都道府県知事等に対する要請の実施

（３）農林水産省

農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等に基づく食中毒に関する情

報収集、国民への農林水産物等に関するリスク管理の状況に関する情報提供、必要に応じ、所管法令に基づく農林漁業の生産資材の回収命令等の実施

2 情報連絡体制の整備

委員会及びリスク管理機関は、平時から、それぞれ情報連絡窓口を設置し、相互に緊密な情報の交換及び連絡を行うための体制を整備しておくこととする。なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 内閣府食品安全委員会事務局情報・緊急時対応課
- (2) 厚生労働省医薬食品局食品安全部企画情報課
- (3) 農林水産省消費・安全局総務課食品安全危機管理官
- (4) 環境省環境管理局水環境部企画課

3 食中毒に関する情報収集等

委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合において政府一体となった迅速な初動体制がとれるよう、以下に従って、平時から、情報の収集及び共有等に努めることとする。

(1) 食中毒に関する情報収集等

委員会及びリスク管理機関は、関係省庁、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等から、広く食中毒に関する情報の収集、整理及び分析を行うこととする。特に、都道府県等からの情報収集は、リスク管理機関がそれぞれの所管法令に基づき行うこととする。

なお、委員会及びリスク管理機関が行う情報収集は、次に掲げるとおりとする。

委員会

リスク管理機関、報道機関及びインターネット等からの国内外における食中毒に関する情報の収集、委員及び専門委員等を通じた科学的知見の収集

厚生労働省

食品衛生法第 5 8 条の規定に基づく都道府県知事等から厚生労働大臣に対する食中毒に関する報告、国内外における食品に起因する健康被害に関する情報の収集

農林水産省

農林水産物の生産から食品の販売に至る各段階における食中毒に関する国内外の情報及び農林漁業の生産資材に由来する食中毒に関する国内外の情報の収集

(2) 食中毒に関する情報の共有等

委員会及びリスク管理機関は、食中毒に関し収集、整理及び分析を行った情報について、それぞれの情報連絡窓口を通じて、相互に十分な情報交換及び連携を図ることとする。

なお、委員会及びリスク管理機関の情報連絡窓口は、平時から、各府省内における他課室及び関係機関並びに関係省庁とも密接に情報交換を行っておくこととする。

平時において収集、整理及び分析を行った食中毒に関する情報について、委員会委員長が、委員会会合においてリスク管理機関から報告を受ける必要があると判断した場合、又はリスク管理機関の関係部局長（厚生労働省医薬食品局食品安全部長、農林水産省消費・安全局長等をいう。以下同じ。）が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、リスク管理機関は、速やかに委員会会合において、報告を行うこととする。

また、委員会は、厚生労働省から、毎年１回、委員会会合において、前年度の食中毒の発生状況の確定値についての年次報告を受けることとする。

委員会は、食品安全総合情報システムを整備することにより、リスク管理機関の情報システムとの相互連携を図り、食中毒に関する情報の有効かつ適切な活用及び共有を図ることとする。

委員会及びリスク管理機関は、「食品安全委員会とリスク管理機関との連携・政策調整の強化について（平成１６年２月１８日関係府省申合せ）」に基づき、平時から、次に掲げる会議を定期的開催し、相互に密接な連携を図ることとする。

- ・ 食品安全行政に関する関係府省連絡会議（以下「関係府省連絡会議」という。）
- ・ 関係府省連絡会議幹事会
- ・ 食品リスク情報関係府省担当者会議

４ 緊急時における情報連絡

- （１） 委員会及びリスク管理機関は、３（１）に掲げる情報収集の結果、食中毒による緊急事態等を認知した場合には、相互に情報連絡窓口を通じた迅速な情報の連絡を行うこととする。
- （２） 委員会は、（１）の結果、食中毒による緊急事態等を認知した場合において、委員会委員長が必要と判断したときは、食品安全担当大臣（内閣府設置法（平成１１年法律第８９号）第４条第１項第１６号及び同条第３項第２７号の２に掲げる事務を掌理する職で国務大臣をもって充てられるものをいう。以下同じ。）に対する報告を迅速に行うこととする。
- （３） 委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒に係る緊急時対応マニュアル（食品安全委員会食中毒緊急時対応マニュアル、厚生労働省食中毒健康危機管理実施要領、農林水産省食品安全緊急時対応基本指針等をいう。以下同じ。）に基づく情報連絡、緊急時対応を行うための体制の確立、対応策の決定等を迅速かつ適切に行うこととする。

５ 委員会会合におけるリスク管理機関からの緊急報告

- (1) 食中毒による緊急事態等に関する情報の連絡を受け、委員会委員長がリスク管理機関からの報告が必要であると判断した場合、又はリスク管理機関の関係部局長が委員会に対する報告が必要であると判断した場合には、委員会は、必要に応じて臨時に委員会会合を開催し、速やかに委員会会合において、リスク管理機関から、当該緊急事態等の概要（発生状況、原因物質等）及び実施されたリスク管理措置の内容等に関する報告を受けることとする。
- (2) 委員会は、(1) によるリスク管理機関からの報告の内容を踏まえ、必要と判断される場合には、食品安全担当大臣に対し、緊急対策本部の設置のための緊急協議を行うよう助言し、又は、委員会事務局長に対し、関係府省連絡会議の開催を指示するとともに、科学的見地から、リスク管理機関に対する助言等を行うこととする。
- (3) 委員会は、(1) によるリスク管理機関からの報告の内容及びこれを踏まえた(2) による対応について、食品安全担当大臣に対し、迅速に報告を行うこととする。

6 緊急対策本部の設置

- (1) 食品安全担当大臣（食品安全担当大臣と連絡がとれない場合には、食品安全担当大臣の命を受け、政策及び企画をつかさどる内閣府副大臣）は、食中毒による緊急事態等の発生に際し、5（3）による委員会からの報告又はリスク管理機関からの要請に基づき、閣僚級により総合的に対処する必要があると判断した場合には、関係各大臣及び委員会委員長と緊急協議を行い、必要に応じ、基本要綱に基づき、緊急対策本部の設置を決定することとする。
- (2) 緊急対策本部の事務局は、委員会事務局がリスク管理機関の協力を得て担当することとする。
- (3) 緊急対策本部の設置に関する具体的な事項は、委員会及びリスク管理機関が相互に連携して、別途定めておくこととする。

7 関係府省連絡会議の開催

- (1) 委員会事務局長は、5（2）による指示に基づき、リスク管理機関と連携して、速やかに関係府省連絡会議を開催することとする。
- (2) 委員会事務局及びリスク管理機関は、関係府省連絡会議において、当該緊急事態等を把握するとともに、政府全体として講ずべき対応を確認・決定し、相互に情報の共有及び連携を図ることとする。

なお、関係府省連絡会議の対応状況については、定期的に委員会会合において報告することとする。
- (3) 委員会は、(1) のほか、6 の緊急対策本部が設置された場合においても、緊急対策本部の事務を補助するため、リスク管理機関と連携して関係府省連絡会議を開催することとする。

8 情報提供及びリスクコミュニケーション

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、相互に連携して、報道機関、政府広報、インターネット等を通じて、広く国民に対し、迅速かつ適切に情報を提供するとともに、必要に応じ、関係府省の連名による通知の発出、意見交換会の開催等を通じて、リスクコミュニケーションを適切に行うことにより、国民の正しい知識の普及と理解の促進に努めることとする。
- (2) (1)による情報提供に当たっては、その内容、時期及び方法等について、委員会及びリスク管理機関の相互間で十分に調整を図ることとする。
- (3) リスク管理機関は、食中毒による緊急事態等が発生した場合には、都道府県、関係試験研究機関、関係国際機関、関係国の公的機関、関係団体等に対し、必要に応じ、速やかに情報を提供することとする。

9 事後検証及びマニュアルの改定

- (1) 委員会及びリスク管理機関は、食中毒による緊急事態等の発生に際し、本マニュアルに基づき、緊急対策本部が設置され、又は関係府省連絡会議が開催された場合には、その際に実施された緊急時対応について事後に検証を行うこととする。

なお、事後検証を行うに当たり、委員会が必要と判断した場合には、委員会会合において、リスク管理機関から、助言等に対する対応結果等について報告を受けることとする。
- (2) 事後検証の結果又はその他の理由により必要と認められる場合には、本マニュアルを改定することとする。

10 その他

委員会及びリスク管理機関は、それぞれが個々に定める食中毒に係る緊急時対応マニュアルと本マニュアルとの連携を十分に図り、緊急時において適切に対応できるよう努めることとする。